

名家連ニュース

平成 26 年 10 月 3 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 330 号

奈良県の医療費助成運動 — 全国の仲間を触発!!

神奈川県では、4市2町で手帳1～2級まで全科対象の通院・入院医療費助成、残りの約半数で1級の方の通院・入院医療費、残りは1級の通院医療費助成が進んできています。家族会の皆さんは手帳2級までの助成に向けて、奈良県方式を参考に、障害者他団体の力も借りて署名活動や街頭パレード等も検討しています。



堤 利春県連会長は「精神障害者の医療費助成は待ったなしの課題だ」と意気込みを語っています。

埼玉県でも、“他の障害との公平性や精神障害者の自立支援の観点から”平成27年1月1日より精神1級の方を対象に障害者医療費助成が適用されることになりました。

飯塚嘉美県連会長は「身体障害者は手帳1～3級、知的障害者は療育手帳マルA・A・Bの方を対象としており、精神障害者が手帳1級だけを対象とするのは公平とは言えない」として、「他障害同等の医療費助成の適用」を訴えていく予定であると語っています。

「福井県」「静岡県」「三重県」でも全科対象の医療費助成を獲得しています!!

福井・静岡・三重など各県においても家族会が行動し、行政、議会に働きかけて医療費助成運動を前進させています。「医療費助成」「障害年金受給」「交通運賃割引」は、本人の健康維持、社会参加など日常生活の質の向上に必要不可欠です。精神障害者を福祉制度の対象から除外する行為は「権利条約」「障害者基本法」「差別解消法」に反しています。情報の発信と交流で、励まし合い、支え合って、理不尽な差別を解決していく活動を発展させていきましょう。



年金・手帳等級判定の都道府県格差は知的障害者も同じです

身体障害者の手帳等級は身体障害者福祉法に定められていますが、知的障害者の療育手帳は知的障害者福祉法による判定基準は存在していません。昭和48年の厚生省通知にもとづき、都道府県知事または政令指定都市の長が知的障害者に対して療育手帳を交付しています。このため手帳の様式は統一されておらず、地域によって障害程度区分や申請の流れ、判定機関も異なる場合があります。

名称も東京都は「愛の手帳」、埼玉県は「緑の手帳」、名古屋市では「愛護手帳」と地域によって異なります。また、障害程度(IQ)に変化が見込まれるため、原則として2年ごとに再判定が必要です。(再判定の時期は人によって異なります。)制度上の不備や家族の抱える問題は共通する面が多々あります。

障害の重さ IQ (概ね)	「重さ」の判断 (4区分)	国の制度上の障害程度 の表示	愛知県の療育手帳での 障害程度	名古屋市の愛護手帳		その他の手帳での表示 例
				障害程度	療育判定	
20以下	最重度(マルA)	A	A	1度	A	A1
21～35	重度(A)			2度		A2
36～50	中度(B)	B	B	3度	B	B1
51～75	軽度(C)		C			4度

※ 愛知県と名古屋市の知的障害者の医療費は、障害程度中度(黄色部分)まで全科全額無料です。